



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年1月19日火曜日 第2133号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	29
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	29
加入区の設定（養殖共済）.....	30

漁業の免許.....	30
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	31
道路の供用開始（県道岩城弓削線）.....	31
建設業者の許可の取消し.....	32

告 示

○愛媛県告示第45号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成22年1月19日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
かいてき調剤薬局枝松店	松山市枝松一丁目9番45号	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	精神通院医療（薬局）	平成22年1月1日
ハッピー薬局高岡店	松山市高岡町178-3	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療（薬局）	平成22年1月4日

○愛媛県告示第46号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年1月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
イオンモール新居浜	新居浜市前田町8番8号	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオン株式会社ほか44者	イオンリテール株式会社ほか52者	平成20年8月21日ほか	平成22年1月8日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第47号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年 1月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
イオンモール新居浜	新居浜市前田町8番8号	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	38,158㎡	47,336㎡	平成22年 9月9日	平成22年 1月8日
		駐車場の位置及び収容台数	2,700台	3,401台		
		駐輪場の位置及び収容台数	930台	1,092台		
		荷さばき施設の位置及び面積	636㎡	805㎡		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	200㎡	234.2㎡		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前8時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後11時30分まで	午前7時30分から午後11時30分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	7箇所	7箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第48号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成22年 1月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

かき養殖業

加入区の名称	区 域
宇和海第9加入区	宇特区第352号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第49号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成22年1月15日次のように区画漁業を免許した。

平成22年 1月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
燧特区第107号	越智郡上島町弓削下弓削839番地3 弓削漁業協同組合	平成21年10月15日付け愛媛県告示第1264号のとおり	平成22年1月15日から 平成26年3月31日まで

燧特区第108号	〃 〃	〃	〃
燧特区第109号	〃 〃	〃	〃
燧特区第110号	〃 〃	〃	〃
宇特区第352号	宇和島市築地町二丁目 6 番地23号 うわうみ漁業協同組合	〃	〃
宇特区第353号	〃 〃	〃	〃
宇特区第354号	宇和島市津島町嵐番外23番地 2 下灘漁業協同組合	〃	〃
宇特区第355号	〃 〃	〃	〃
宇特区第356号	〃 〃	〃	〃
宇特区第357号	〃 〃	〃	〃
宇特区第358号	〃 〃	〃	〃
宇特区第359号	〃 〃	〃	〃

○愛媛県告示第50号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年 1月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

(南予地方局産業経済部八幡浜支局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町田部 766番地 梶原 磯 雄	西宇和郡伊方町神崎 349番地 2 和田 稔 治	西宇和郡伊方町大久 1092番地 佐々木 和 夫	四 ッ 浜	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局産業経済部 八幡浜支局管内の加入区	南予地方局産業経済部 八幡浜支局水産課
---------------------------	------------------------

○愛媛県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 1月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町生名50番 2 地先から 越智郡上島町生名48番 2 まで	平成22年 1月19日

○愛媛県告示第52号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 1月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 17) 第 6002 号	平成 18 年 3 月 13 日	宮本建築	宮本 久	北宇和郡鬼北町大字下鍵 山746	平成 21 年 12 月 3 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第 9517 号	平成 17 年 5 月 19 日	(株) 佃建設	佃 クスミ	大洲市若宮920 - 6	平成 21 年 12 月 24 日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第 9853 号	平成 17 年 7 月 4 日	牧野建設	牧野 淳	西予市野村町野村 1 - 481 - 2	平成 21 年 12 月 25 日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)